

令和8年御嵩町教育委員会 第1回 臨時会会議録

1. 開催日時 令和8年3月27日（金） 午前9時より

2. 出席者 教 育 長 奥村 恒也
 教育長職務代理者 中瓦 智子
 委 員 山口 健
 委 員 中島 康貴
 委 員 亀谷 仁映

（事務局）

教育参事兼学校教育課長 高木 雅春
 生涯学習課長 渡辺 一直
 学校教育指導主事 高木 健太郎
 学校教育指導主事 安江 修
 学校教育係長 澤田 勇介

3. 会議録

【開会】	
教育長	ただいまから、令和8年第1回教育委員会臨時会を開催します。
【開会宣告】	
教育長	日程第1 会期の決定について 会議時間は本日令和8年3月27日金曜日の1日とし、ただいまの時刻午前9時15分からとします。
【前回会議録の承認】	
教育長	日程第2 前回会議録の承認について 前回の令和8年御嵩町教育委員会第3回定例会の会議録を事前に送付させていただきました。こちらにつきまして、内容にご承認いただけますか。ご承認をいただける方の挙手をお願いします。 （挙手全員） では、令和8年御嵩町教育委員会第3回定例会会議録は承認されました。ありがとうございます。

【職務代理者の指名について】	
教育長	御嵩町教育委員会では、年度ごとに教育長職務代理者の指名をしております。令和7年度は中瓦委員にお務めいただき、ありがとうございました。 令和8年4月1日からの教育長職務代理者については、亀谷委員を指名させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。 (亀谷委員ご承諾) よろしくお願いいたします。 あわせて各種委員会の分担についても決めさせていただきたく事務局より説明をお願いします。
学校教育係長	では説明させていただきます。亀谷委員におかれましては、職務代理者をお受けいただきありがとうございます。組合の教育委員会職務代理者につきましては、中島委員と中瓦委員に交互にお願いさせていただいており、令和8年度は中瓦委員にお願いさせていただきますでしょうか。 (中瓦委員ご承諾) 各種委員会については、年度ごとに4つの委員会を1つずつ輪番にて対応していただいております。令和8年度も同様でいかがでしょうか。
山口委員	輪番ではなく、その都度やっていない委員を相談して決めていたかと思います。輪番だと私は2度目の委員の担当になるため、協議で決めるのもよいかもしれません。
教育長	ありがとうございます。ではこれまでの実績等から可児学校保健会を亀谷委員、教育センター運営委員会を中瓦委員、学校給食センター運営委員会を中島委員、児童館運営委員会を山口委員にお願いします。
生涯学習課長	願興寺本堂修理委員会の委員についても教育委員のうち、どなたかに委員をお願いさせていただく必要があります。前教育委員の田中妙子さんの後任として山口委員にお願いさせていただきますでしょうか。 (山口委員ご承諾) よろしくお願いいたします。
教育長	令和8年度もよろしくお願いいたします。なお、本日中島委員におかれましては、ここで退席となる旨お聞きしております。ご多用のところありがとうございました

【議案の審議及び採決】	
教育長	日程第４ 議案の審議及び採決について 本日は議案が１４件です。 議案第３号と議案第４号は関連がございますので、御嵩町教育委員会事務局課長等の任命について 事務局より一括して説明をお願いします。
学校教育係長	では、説明させていただきます。 まずは、議案書３ページ、議案第３号をお願いいたします。 御嵩町教育長に対する事務委任及び専決事項に関する規則第１条第７号の規定に基づき、参事及び課長の任免について、ご承認をお願いさせていただきますものです。 御嵩町職員の人事異動内示に基づき、教育参事に異動がありました。高木雅春教育参事に代わる後任として、現総務部長の山田敏寛氏を任命することに承認をお願いできればと思います。 次に、議案第４号をお願いいたします。これまで、学校教育課長につきましては、教育参事が兼務する形になっていましたが、今回の人事異動内示にて、兼務が解け、学校教育課長が設置されることとなりました。学校教育課長に現会計課長の塚本政文氏を任命することに承認をお願いできればと思います。また、学校教育課に施設管理係が設置されることとなり、学校教育課長は施設管理係長を兼務することとなっています。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
教育長	これより質疑を行います。質疑はありませんか。 （質疑なし） それではこれより採決を行います。議案第３号及び議案第４号 御嵩町教育委員会事務局課長等の任命について、賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員のため、議案第３号及び議案第４号 御嵩町教育委員会事務局課長等の任命については承認されました。 引き続き、議案第５号 御嵩町立公民館の館長の任命について、事務局より説明を求めます。
生涯学習課	では説明します。

長	次の者を御嵩町立公民館の館長に任命したいので、社会教育法第28条及び御嵩町立公民館規則第5条の規定により、教育委員会の承認を求めるものであります。 御嵩町立公民館の館長は御嵩町教育委員会から4名の方に任命されておりますが、そのうち上之郷公民館長が令和8年3月31日をもって任期の途中で退任となりますので、令和9年3月31日までの残任期間に後任の方を推薦させていただき、教育委員会の承認を求めるものであります。また、御嵩公民館長、中公民館長、伏見公民館長につきましては、令和8年3月31日が任期満了となりますので、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの任命期間となります。 まず、上之郷公民館長として後任を推薦させていただく方は、桑下英子（くわした ひでこ）さんです。 つづきまして、御嵩公民館長として推薦させていただく方は、伊藤和男（いとう かずお）さんです。 つづきまして、任期満了の二人目で中公民館長として推薦させていただく方は、葛谷 秀二（くずや ひでじ）さんです。 つづきまして、任期満了の三人目で伏見公民館長として推薦させていただく方は、三宅 孝志（みやけ たかし）さんです。三宅さんは、再任となります。 以上、4名の方となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
教育長	これより質疑を行います。質疑はありますか。 （質疑なし） それではこれより採決を行います。議案第5号 御嵩町立公民館の館長の任命について、賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員のため、議案第5号 御嵩町立公民館の館長の任命については承認されました。 引き続き、議案第6号 御嵩町立公民館の主事の任命について、事務局より説明を求めます。
生涯学習課長	つづきまして、議案第6号 御嵩町立公民館の主事の任命について説明をさせていただきます。 次の者を御嵩町立公民館の主事に任命したいので、社会教育法第28条及び御嵩町立公民館規則第5条の規定により、教育委員会の承認を求めるものであります。

	御嵩町立公民館主事は御嵩町教育委員会から4名の方に任命されておりますが、そのうち、上之郷公民館、御嵩公民館、中公民館の主事の3名の任期が、令和8年3月31日で満了となりますので、教育委員会の承認を求めるものであります。令和8年4月1日から令和10年3月31日までの任命期間となります。 まず、上之郷公民館主事として推薦させていただく方は、小木曾 陽一郎（おぎそ よういちろう）さんです。小木曾さんは、再任となります。 つづきまして、御嵩公民館主事として推薦させていただく方は、日高政則（ひだか まさのり）さんです。日高さんも再任となります。 つづきまして、中公民館主事として推薦させていただく方は、山田君子（やまだ きみこ）さんです。山田さんは、新任です。 以上、3名の方となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
教育長	これより質疑を行います。質疑はありますか。 （質疑なし） それではこれより採決を行います。議案第6号 御嵩町立公民館の主事の任命について、賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員のため、議案第6号 御嵩町立公民館の主事の任命については承認されました。 引き続き、議案第7号 御嵩町社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱について、事務局より説明を求めます。
生涯学習課長	つづきまして、議案第7号 御嵩町社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱について説明をさせていただきます。 次の者を御嵩町社会教育委員及び公民館運営審議会委員に任命したいので、御嵩町社会教育委員条例第2条第2項の規定により、教育委員会の承認を求めるものであります。 御嵩町社会教育委員及び公民館運営審議会委員は教育委員会から10名の方に委嘱されておりますが、そのうち2名が令和8年3月31日をもって任期の途中で退任となりますので、令和9年3月31日までの残任期間に後任の方を推薦させていただき、教育委員会の承認を求めるものであります。また、充て職とされている小学校長会、伏見小学校PTA、御嵩町子ども会からの3名の方につきましては、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの任命期間となり、教育委員会の承認

	を求めるものであります。 まず、残任期間で推薦させていただく方は、前公民館長である佐曽利正視（さそり まさし）さんです。 二人目の残任期間で推薦させていただく方は、元教員で学識経験者である今尾 香代子（いまお かよこ）さんです。 つづきまして、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの任命期間の一人目、小中学校校長会長である岡田 優子（おかだ ゆうこ）さんです。 つづきまして、二人目、伏見小PTA会長である水野 尊仁（みずの たかひと）さんです。 つづきまして、三人目、町子ども会育成協議会会長である福井 覚（ふくい さとる）さんです。 以上、5名の方となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
教育長	これより質疑を行います。質疑はありますか。 （質疑なし） それではこれより採決を行います。議案第7号 御嵩町社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱について、賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員のため、議案第7号 御嵩町社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱については承認されました。 引き続き、議案第8号 中山道みたけ館運営協議会委員の任命について、事務局より説明を求めます。
生涯学習課長	つづきまして、議案第8号 中山道みたけ館運営協議会委員の任命について説明をさせていただきます。 次の者を中山道みたけ館運営協議会委員に任命したいので、御嵩町中山道みたけ館設置条例第5条第2項の規定により、教育委員会の承認を求めるものであります。 中山道みたけ館運営協議会委員は教育委員会から6名の方に任命されておりますが、そのうち4名が継続、2名が新規で令和8年4月1日から令和10年3月31日までの任命期間となり、教育委員会の承認を求めるものであります。 まず、継続の一人目、渡辺 みつ子（わたなべ みつこ）さんです。 継続の二人目、加藤 光子（かとう みつこ）さんです。

	継続の三人目、問屋 裕子（といや ひろこ）さんです。 継続の四人目、山口 芳子（やまぐち よしこ）さんです。 新規の一人目、小栗 美穂（おぐり みほ）さんです。 新規の二人目、日比野 武志（ひびの たけし）さんです。 以上、6名の方となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
教育長	これより質疑を行います。質疑はありませんか。 （質疑なし） それではこれより採決を行います。議案第8号 中山道みたけ館運営協議会委員の任命について、賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員のため、議案第8号 中山道みたけ館運営協議会委員の任命については承認されました。 引き続き、議案第9号 御嵩町学校給食費規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明を求めます。
教育参事	
教育長	これより質疑を行います。質疑はありませんか。 （質疑なし） それではこれより採決を行います。議案第9号 御嵩町学校給食費規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員のため、議案第9号 御嵩町学校給食費規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定について は承認されました。 引き続き、議案第10号 御嵩町オアシス教室設置規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明を求めます。
学校教育係長	では説明します。 当規則は、中公民館に置く「御嵩町オアシス教室」の設置や管理運営について定めておりますが、当規則内の教室の名称が「適応支援教室」となっております。不登校の児童生徒を対象に学習支援をしながら本籍校に復帰できることを目標にして運用してきた「適応支援教室」は、文部科学省からの通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」を受け、社会において自立的に生きる基礎を養う観点も加え、運用していく

	ことに変化してきており、名称も「教育支援センター」と呼ばれることが一般的になっております。そこで当規則により、名称を「御嵩町教育支援センター」に変更しようとするものです。
教育長	これより質疑を行います。質疑はありませんか。 (質疑なし) それではこれより採決を行います。御嵩町オアシス教室設置規則の一部を改正する規則の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員のため、御嵩町オアシス教室設置規則の一部を改正する規則の制定について は承認されました。 引き続き、議案第 11 号 御嵩町教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明を求めます。
学校教育係長	では説明します。 当規則は、御嵩町教育センターに置く職員や職務やついて定めておりますが。令和 7 年度をもちまして、子どものあそびとまなびの情報誌「ぼけっと」が終了することに伴い、教育センターに置く職員の中から「子どもセンター編集員」を削るものです。説明は以上です。
教育長	これより質疑を行います。質疑はありませんか。 (質疑なし) それではこれより採決を行います。御嵩町教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員のため、御嵩町教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について は承認されました。 引き続き、議案第 12 号 御嵩町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明を求めます。
学校教育係長	では説明します。 当規則は、放課後児童クラブの定員や開設時間、入部申請書等、管理運営について定めています。改正趣旨をご覧ください。 今回、放課後児童クラブの利便性向上を図るため、利用者の要望に応えるとともに、それに見合った料金設定を実施するにあたり、開設時間

	を延長し、入部申請書等に所要の改正を行うものです。 また、伏見小学校大規模改造工事に伴い、伏見小学校区放課後児童クラブのスペースが拡充されたことに伴い、伏見小学校区放課後児童クラブBの定員を増員します。 開設時間につきましては、午後6時までを午後6時30分までに変更します。 伏見小学校区放課後児童クラブBの定員を20人から40人に増員し、児童クラブAとの合計は60人から80人となります。 その他、入部申請書や文言の調整といった所要の改正を行うものです。説明は以上です。
教育長	これより質疑を行います。質疑はありませんか。 (質疑なし) それではこれより採決を行います。御嵩町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員のため、御嵩町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について は承認されました。 引き続き、議案第13号 御嵩町教育委員会の事務組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明を求めます。
学校教育係長	では説明します。当規則は、御嵩町教育委員会の事務組織について定めています。 今回の人事異動で、学校教育課に新たに施設管理係が新設され、学校教育係、施設管理係、給食センター（業務係）の3係となります。また、置くことのできる職員の役職が、現在の町の行政組織と比較すると不足していますので、町職員の役職の追加を行うものです。置くことのできる役職は第7条関係のとおり、課長補佐、調整官、調整指導幹、指導幹です。説明は以上です。
教育長	これより質疑を行います。質疑はありませんか。 (質疑なし) それではこれより採決を行います。御嵩町教育委員会の事務組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員のため、御嵩町教育委員会の事務組織等に関する規則の一部

	を改正する規則の制定について は承認されました。 引き続き、議案第 14 号 御嵩町立小学校低学年における 30 人未満学級対応講師の報酬の額に関する規定の一部を改正する規定の制定について 事務局の説明を求めます。
学校教育係長	では説明します。公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法や岐阜県の関係条例等が改正され、令和 8 年 1 月 1 日から適用されていることから、本規定の一部を改正し、30 人未満学級対応講師の報酬額に反映させるものです。 岐阜県の関係条例の改正内容は、教職員調整額の支給割合の段階的な引き上げや、義務教育等教員特別手当の改正等です。 御嵩町 30 人未満学級対応講師の給料月額にもこれらを反映し算定するための所要の改正を行うものです。 公布の日から施行し、令和 8 年 1 月 1 日より適用します。 説明は以上です。
教育参事	岐阜県では 1 クラスの最大人数は 35 人となっておりますが、町は、小学 1、2 年生については、1 クラスの上限を 30 人未満となるよう、独自に教職員を雇用し、目が行き届く学級となるよう努めてまいりました。しかし、昨今は支援が必要な児童生徒が増えていることもあり、30 人未満学級を終了し、その分個別に支援する補助教員を複数人増やすことも検討をしていきたいと考えております。 関連して組織的なところでは、令和 8 年度から、教育相談員を校内教育支援センター支援員に置き換えてスタートしていきます。教育相談員が不在となる分は教職員の皆さんに担っていただくことになりますが、今後の状況を確認していく中で、必要性があれば教育相談員の設置も検討する必要があると考えています。 すべてを設置できるのが一番ではありますが、限られた財源、人材の中で効果的な方法を検討してまいりますのでよろしくお願いいたします。
教育長	30 人未満学級の継続が望ましいのか、個別の指導や支援に重点を置く方がよいのか、何を優先させるべきなのかを今後しっかりと検討してまいります。 これより質疑を行います。質疑はありませんか。 (質疑なし) それではこれより採決を行います。御嵩町立小学校低学年における

	30 人未満学級対応講師の報酬の額に関する規定の一部を改正する規定の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員のため、御嵩町立小学校低学年における 30 人未満学級対応講師の報酬の額に関する規定の一部を改正する規定の制定については承認されました。 本日の議案は以上となります。ご審議いただきありがとうございます。
【教育長の報告】	
教育長	日程第4 教育長報告になります。 3月は小中学校の卒業式が厳粛な雰囲気の中で執り行われ、卒業していく姿を頼もしく感じました。 私は伏見小学校の卒業式に参加しましたが、伏見小学校に赴任した年に入学してきた児童がちょうど卒業するタイミングとなりました。その年は新型コロナウイルスの関係で入学した翌日から6月まで休校になった年でした。また仮校舎への移転もあり、不便をかけてしまい申し訳ない思いながら送り出しました。しかし、そういった中でも笑顔で元気いっぱいにすごしてくれていたことを聞き嬉しく思いました。1月から3月まで新しい校舎ですごしてもらえたことはよかったですし、中学校でも頑張ってもらえたらと思っています。
【その他】	
教育長	日程第5 その他 諸般の報告です。 委員の皆様方からの諸般の報告はよろしいでしょうか。 (なし) では、各課からの報告事項 学校教育課からお願いいたします。 (なし)
教育長	生涯学習課からはありますか。
生涯学習課長	4月5日に薬師祭礼が執り行われます。ご都合がよろしければご参加ください。よろしくお願いいたします。
教育長	最後にその他として何かございますか。

【閉会宣告】	
教育長	次回の連絡をお願いします。
事務局	次回の定例会は、4月8日水曜日の校長会後となります。 新体制の顔合わせにもなりますので、校長会スタートの9時から参加していただく形でよろしくお願いします。 なお、入学式は4月7日火曜日です。よろしくお願いいたします。
教育長	次回もよろしくお願いします。ただいまをもちまして、令和8年御嵩町教育委員会第1回臨時会を閉会します。

午前10時15分 閉会

会議録署名 教 育 長

学校教育係長